

意見書案第7号

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和元年12月9日

川崎市議会議長 山崎直史 様

提出者	川崎市議会議員	宗田裕之
	〃	勝又光江
	〃	大庭裕子
	〃	岩隈千尋
	〃	堀添健
	〃	露木明美
	〃	木庭理香子

## 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書

現行の民法は、夫婦は婚姻後に同じ姓を名乗るという夫婦同姓を定めるが、厚生労働省が平成29年に公表した統計によると、夫の姓を名乗る夫婦が96%を占めており、ほとんどの女性が改姓を求められていることを現わしている。

女性が改姓によって同一人と認識されることが困難となり、積み上げてきた社会的・経済的な実績、成果等に影響を与えかねないことや、女性が実家の姓を存続させるために婚姻を諦めなければならないことは、女性の社会進出が著しく進展するとともに、家族の形態や個人の生き方が多様化する中で、これ以上看過できない状況にある。

我が国が批准する女子差別撤廃条約においても、夫婦に対して姓を選択できる同一の個人的権利を確保することが求められ、同条約に基づき設置された女子差別撤廃委員会からも、再三にわたり夫婦同姓の改正が勧告されている。

平成30年に内閣府が公表した世論調査によると、夫婦が希望する場合はそれぞれ婚姻前の姓を名乗ることができる選択的夫婦別姓制度に賛成する者の割合は、過去最高の42.5%となるとともに、地方議会が国に対して提出した同制度に関する意見書も民間調査によれば70を超えており、夫婦同姓がもたらす不利益・不平等を背景として、同制度の導入を求める世論が高まりを見せている。

よって、国におかれては、男性と女性が平等に婚姻生活や社会生活を送り、それぞれの個性と能力が発揮できる社会の構築に向けて、選択的夫婦別姓制度を法制化されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

法務大臣